

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月27日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第6号 農地潰廃通報について
- 報第7号 作付変更届について
- 報第8号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第9号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 16名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栗 原 一 郎 委員 |
| 6番 坂 井 浩 行 委員 | 7番 田 邊 稔 委員 |
| 8番 捧 幸 伸 委員 | 9番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 3名

- | | |
|----------------|----------------|
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | |

推進委員出席委員 16名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	矢代 誠 一 委員
山谷 秀 昭 委員	吉田 精 一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 1名

松下 正 樹 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	山村 吉 治
経営基盤係 長	上林 裕 則
経営基盤係主事	三本 琳 花

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時45分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長代理）

定刻になりましたので、これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

それでは、出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席16名、欠席3名、推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則に基づき議長から指名いたします。6番、坂井浩行委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしく願います。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮ですけれども、議案の訂正をお願いいたします。お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の決定について 正誤表」と、併せて議案書の128、129ページをお願いいたします。636番及び637番について、利用権を設定する農用地の内容を新規として記載しておりますが、正しくは再設定でございますので、おわびして訂正いたします。大変申し訳ありませんでした。

続けて、農用地利用集積計画の議案の附番順の変更について説明させていただきます。これまでは、最初に農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申請、次に同法に基づく相對の申請、最後に農地中間管理事業の公社の申請の順に附番して議案を作成していました。本総会からこの附番順を改め、最初に農地中間管理事業の公社の申請、次に農業経営基盤強化促進法に基づく相對の申請、最後に同法に基づく所有権移転の申請の順に変更するものです。これまでは、農地中間管理事業の申請の提出が早いため、管理のため一旦仮の番号を附番し、ほかの申請が提出されてから改めて正式な番号を振り直すという効率の悪い作業を行ってきました。今回の変更により、提出が早い農地中間管理事業の申請から順に附番することができるようになりますので、事務の効率化が図られ、事務負担の軽減が図られるものでございます。

附番順の説明は以上でございます。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明させていただきます。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

56ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定151件、81万7,264.19平米です。これらの151件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入をするものです。番号ごとに順次説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

1ページをお願いします。

441番は、鶴田地内の農地1筆、1,229平米。

442番は、鶴田地内ほかの農地9筆、1万1,633平米。

443番は、2ページまで続きます。上保内地内の農地12筆、9,152平米。

444番は、上保内地内ほかの農地21筆、1万5,361.05平米。

445番は、上保内地内の農地26筆、1万1,952.91平米。

4ページをお願いいたします。

446番は、上保内地内の農地5筆、1,476平米。

447番は、下保内地内の農地1筆、1,875平米。

448番は、下保内地内の農地2筆、2,022平米。

449番は、下保内地内の農地16筆、7,853平米。

450番は、下保内地内の農地3筆、2,316平米。

451番は、下保内地内の農地2筆、1,010平米。

6ページをお願いします。

452番は、下保内地内の農地4筆、7,538平米。
453番は、西中地内の農地1筆、2,970平米。
454番は、東鱒田地内の農地3筆、877平米。
455番は、西鱒田地内の農地1筆、3,002平米。
456番は、金子新田地内の農地1筆、2,978平米。
457番は、8ページまで続きます。片口地内の農地38筆、2,987.91平米。
458番は、東鱒田地内の農地2筆、2,392平米。
459番は、東鱒田地内の農地2筆、830平米。
460番は、東鱒田地内ほかの農地3筆、5,955平米。
461番は、東本成寺地内ほかの農地12筆、2万928平米。
10ページをお願いします。
462番は、片口地内ほかの農地8筆、5,924.86平米。
463番は、金子新田地内の農地1筆、1,800平米。
464番は、金子新田地内の農地1筆、651平米。
465番は、袋地内の農地5筆、1万3,940平米。
466番は、代官島地内の農地9筆、9,259平米。
467番は、代官島地内ほかの農地7筆、4,918平米。
468番は、荻島地内の農地4筆、4,012平米。
12ページをお願いします。
469番は、小古瀬地内の農地1筆、4,545平米。
470番は、福島新田地内の農地1筆、1,490平米。
471番は、笹岡地内の農地16筆、1万4,235平米。
472番は、長野地内の農地1筆、2,720平米。
473番は、長野地内の農地7筆、2万958平米。
474番は、長野地内の農地1筆、2,634平米。
475番は、14ページまで続きます。棚鱗地内ほかの農地7筆、1万556平米。
476番は、金子新田地内の農地1筆、330平米。
477番は、西裏館三丁目地内ほかの農地12筆、7,822平米。
478番は、新光地内ほかの農地10筆、8,000平米。
479番は、新光地内ほかの農地7筆、6,728平米。
480番は、新光町地内の農地1筆、980平米。
16ページをお願いします。
481番は、曲淵三丁目地内の農地2筆、2,012平米。
482番は、林町二丁目地内の農地3筆、3,023平米。
483番は、林町二丁目地内ほかの農地3筆、2,994平米。
484番は、新光地内の農地3筆、2,996平米。
485番は、新光町地内の農地2筆、727平米。
486番は、新光地内の農地5筆、4,938平米。

487番は、嘉坪川一丁目地内の農地2筆、1,971平米。

488番は、吉田地内の農地1筆、988平米。

18ページをお願いします。

489番は、吉田地内ほかの農地3筆、7,968平米。

490番は、如法寺地内の農地1筆、2,953平米。

491番は、新光町地内の農地3筆、3,467平米。

492番は、新光町地内ほかの農地3筆、2,004平米。

493番は、栗林地内の農地4筆、3,963平米。

494番は、大宮新田地内ほかの農地11筆、1万3,632平米。

20ページをお願いします。

495番は、鶴田地内ほかの農地5筆、8,682平米。

496番は、鶴田一丁目地内ほかの農地14筆、1万2,211.61平米。

497番は、井栗地内ほかの農地5筆、2万7,375平米。

498番は、白山新田地内の農地7筆、3万934平米。

499番は、白山新田地内の農地4筆、1万9,367平米。

22ページをお願いします。

500番は、白山新田地内の農地4筆、4,729平米。

501番は、白山新田地内の農地8筆、1万8,761平米。

502番は、白山新田地内の農地1筆、1,004平米。

503番は、東大崎地内ほかの農地5筆、6,304平米。

504番は、柳沢地内の農地1筆、753平米。

505番は、柳沢地内の農地2筆、792平米。

506番は、下保内地内の農地6筆、6,496平米。

24ページをお願いします。

507番は、東鱒田地内の農地1筆、3,004平米。

508番は、東鱒田地内の農地6筆、3,063平米。

509番は、東鱒田地内の農地1筆、988平米。

510番は、東鱒田地内ほかの農地7筆、1万4,348平米。

511番は、金子新田地内の農地1筆、3,009平米。

512番は、金子新田地内ほかの農地7筆、1万5,441平米。

513番は、袋地内の農地1筆、2,999平米。

26ページをお願いします。

514番は、吉田地内ほかの農地14筆、1万874平米。

515番は、吉田地内ほかの農地3筆、5,157平米。

516番は、如法寺地内の農地1筆、1,460平米。

517番は、如法寺地内の農地6筆、9,857平米。

518番は、如法寺地内の農地1筆、2,809平米。

519番は、如法寺地内の農地1筆、2,341平米。

520番は、如法寺地内の農地1筆、357平米。

28ページをお願いします。

521番は、如法寺地内の農地1筆、2,922平米。

522番は、如法寺地内の農地1筆、2,597平米。

523番は、小古瀬地内の農地1筆、5,000平米。

524番は、岡野新田地内ほかの農地6筆、1万5,783平米。

525番は、福島新田地内の農地1筆、3,054平米。

526番は、一ツ屋敷新田地内の農地2筆、2,042平米。

527番は、福島新田地内の農地2筆、5,719平米。

528番は、新堀地内の農地1筆、2,998平米。

30ページをお願いします。

529番は、新堀地内ほかの農地3筆、8,996平米。

530番は、新堀地内ほかの農地7筆、2万732平米。

531番は、若宮新田地内の農地2筆、5,850平米。

532番は、高安寺地内の農地5筆、1万3,746.85平米。

533番は、帯織地内ほかの農地4筆、3,243平米。

534番は、大面地内の農地10筆、1万7,144平米。

32ページをお願いします。

535番は、北潟地内の農地2筆、9,003平米。

536番は、北潟地内の農地4筆、6,383平米。

537番は、蔵内地内の農地2筆、8,535平米。

538番は、山王西地内の農地1筆、1,168平米。

539番は、帯織南地内の農地1筆、5,917平米。

540番は、九之曾根地内の農地1筆、1万1,029平米。

541番は、森町地内ほかの農地3筆、2,199平米。

542番は、新屋地内の農地3筆、7,828平米。

34ページをお願いします。

543番は、新屋地内の農地1筆、2,972平米。

544番は、新屋地内の農地3筆、6,477平米。

545番は、新屋地内の農地1筆、1,821平米。

次の546番から56ページの591番までの46件につきましては、県営経営体育成基盤整備事業（機構型）に伴う借入になります。経営体育成基盤整備事業（機構型）とは、対象農地の全てに15年以上の農地中間管理権を設定し、担い手への農地の集積を図ることを条件として、基盤整備費用を事業主体の県が国の補助を受けて全額負担して実施するものです。本事業が南五百川地区及び新屋地区において令和6年度に採択予定のため、今回申請されたものです。平易に申し上げれば、この基盤整備事業を実施するために必要な手続となります。なお、個別の説明は省略させていただきます。

以上、151件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

114ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定162件、81万7,264.19平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での利用権設定です。

139ページ下段欄外を御覧ください。今月は、新規設定39件、13万4,693.82平米、再設定39件、21万2,520平米、合計78件、34万7,213.82平米です。

115ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

592番は、茅原地内の農地5筆、278平米。

593番は、柳沢地内の農地1筆、1,117平米。

594番は、月岡一丁目地内の農地1筆、515平米。

595番は、月岡一丁目地内の農地3筆、2,826平米。

116ページをお願いします。

596番は、矢田地内の農地2筆、1,027平米。

597番は、矢田地内の農地1筆、5,096平米。

598番は、矢田地内の農地2筆、3,489平米。

599番は、矢田地内の農地1筆、1,030平米。

600番は、矢田地内の農地1筆、4,236平米。

601番は、長沢地内の農地9筆、6,105平米。

602番は、名下地内ほかの農地2筆、3,947平米。

118ページをお願いします。

603番は、棚鱗地内の農地1筆、4,000平米。

604番は、中浦地内の農地7筆、2,194平米。

605番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、992平米。

606番は、渡前地内の農地1筆、2,785平米。

607番は、月岡一丁目地内ほかの農地27筆、1万1,664.78平米。

120ページをお願いします。

608番は、荻堀地内の農地5筆、4,760平米。

609番は、駒込地内の農地8筆、3,107平米。

610番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、927平米。

611番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、756平米。

612番は、塚野目六丁目地内の農地1筆、1,804平米。

613番は、塚野目六丁目ほかの農地9筆、1万2,089.04平米。

122ページをお願いします。

614番は、大宮新田地内の農地1筆、1,011平米。

615番は、大宮新田地内の農地1筆、1,011平米。

616番は、鶴田一丁目地内ほかの農地12筆、1万6,496平米。

617番は、井栗地内の農地3筆、3,711平米。

618番は、月岡地内の農地9筆、3,266平米。

619番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、82平米。

124ページをお願いします。

620番は、諏訪三丁目地内の農地2筆、1,196平米。

621番は、諏訪三丁目地内の農地4筆、2,043平米。

622番は、荻島地内の農地4筆、2,818平米。

623番は、笹岡地内の農地1筆、2,953平米。

624番は、長沢地内の農地5筆、4,478平米。

625番は、長沢地内の農地5筆、3,628平米。

626番は、長沢地内ほかの農地8筆、2,616平米。

126ページをお願いします。

627番は、広手地内の農地1筆、1,361平米。

628番は、広手地内の農地2筆、4,523平米。

629番は、広手地内の農地2筆、3,874平米。

630番は、大平地内の農地3筆、4,882平米。

以上39件は、相対により新規でそれぞれ賃借権、または使用貸借権を設定するものです。

631番から139ページの669番までの39件は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

140ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、4,045平米です。番号ごとに順次説明いたします。

670番は、白山新田地内の農地1筆、553平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

671番は、井栗一丁目地内の農地5筆、3,492平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、私の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

それでは最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、12月22日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時12分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入151件、81万7,264.19平米、公社貸付162件、81万7,264.19平米です。次に相対での利用権設定は新規設定39件、13万4,693.82平米、再設定39件、21万2,520平米、合計78件、34万7,213.82平米です。最後に所有権移転は2件、4,045平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。御質疑ございませんか。

18番、渡辺推進委員。

推18番（渡辺秀人委員）

推進委員18番、渡辺です。議案番号548-1と553-1についての質問ですが、受け手の住所が三重県と東京都になっていますけれども、県外の個人が受け手で問題はないのか教えてください。

事務局（上林経営基盤係長）

御質問の案件につきましては、先ほど公社借入の中で御説明した経営体育成基盤整備事業（機構型）に伴うもので、事業の採択要件として事前に農地中間管理権が設定されている必要があるため、農林公社が所有者から借入し、再度、所有者に貸付する体裁を採っているものです。

したがって、これらの土地につきましては、今後、基盤整備事業が行われ、記載の受け手が実際に耕作するというものではございません。

議長（栗原会長代理）

よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり。)

議長(栗原会長代理)

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長代理)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(栗原会長代理)

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

141ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、3件、4,123.91平米です。番号ごとに順次説明いたします。

46番は、吉田地内の農地3,092平米を、譲渡人が離農するため、譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、譲受人は農事組合法人みどりの田んぼの構成員です。

47番は、月岡一丁目地内の農地1筆、12平米を、譲渡人が遠方に居住し、耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円、総額〇〇〇円です。

48番は、猪子場新田地内の農地4筆、1,019.91平米を、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(栗原会長代理)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、売買によるもの3件、4,123.91平米で、いずれも事務局からの申請書類の審

査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術などの全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長代理）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

142ページの欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、213平米です。

9番は、昭和48年12月4日付で農地法第5条の許可を受けた如法寺地内の農地2筆、213平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、西鱈田小学校の西側740メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の54番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月は、1件、213平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとしたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらく御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

143ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、合計4件、3,228平米です。番号ごとに順次説明いたします。

54番は、先ほど御審議いただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の9番の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

55番は、上須頃地内の農地2筆、1,395平米を賃借権の設定により、県央基幹病院のスタッフ用駐車場51台分の用地として利用したいもので、場所につきましてはJR燕三条駅の南側70メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

56番は、上須頃地内の農地1筆、1,366平米を賃借権の設定により、県央基幹病院のスタッフ用駐車場50台分の用地として利用したいもので、場所につきましては三条市立大学の南側110メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、今井地内の農地1筆、254平米を売買により取得し、既存宅地と一体で販売する廃農機具置場及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、蒲原大堰の南側250メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、合計4件、3,228平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長代理）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

144ページを御覧ください。今月の申請は、1件、155平米です。

11番は、広手地内の農地1筆、155平米について、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月は、1件、155平米で、事務局から申請書類の審査及び担当区域委員と事務局職員による現地調査結果などの詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長代理）

次に、報告事項を行います。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

それでは、農政対策部会の報告をいたします。

10月の総会で付託を受けました令和6年度農作業賃金・機械作業料金につきましては、11月30日開催の総会において、農政対策部会の原案に対して意見等の募集を行ったところ、作業賃金の一律化や機械作業料金の下方修正を求める意見がございました。作業賃金の一律化については、果樹農家から、果樹作業は一般作業に比べ手間が多いため、

果樹作業の賃金を上げてほしいとの要望がございます。また、機械作業料金の下方修正につきましては、近年の人件費や燃料費等の上昇、近隣自治体の状況を勘案すると、料金を下げるべきではないと考えております。それらを踏まえ、11月の総会でお示した原案のとおりとすることについて、改めて農政対策部会の委員各位に書面により協議した結果、全員から賛成いただいたことから、資料1のとおり決定することといたしました。

続きまして、目標地区素案作成のための意向把握調査ですが、追加事項や意見はございませんでした。よって資料2のとおり決定し、水稻実施計画書の配布に合わせて発送いたします。

なお、令和5年中の賃借料情報につきましては、令和6年1月31日開催の総会で12月分の情報を含めたものを配布いたします。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。農作業賃金・機械作業料金についてですが、出し手、受け手の間の調整を図るために料金表というものが作られているのに、お願いする側の実情を全く検討せずに決定するというのは非常に残念だなという感じがしております。いずれにいたしましても、出し手、受け手双方の実情を勘案した上で決定すべきものだと考えますので、今後はそのような進め方で決定されるようお願いいたします。

議長（栞原会長代理）

農政対策部会長。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

料金表の注釈にありますとおり、金額につきましてはあくまでも目安であり、実際の料金は双方の話合いで決定していただくべきものだと考えています。

進め方の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

議長（栞原会長代理）

廣川委員、よろしいですか。

19番（廣川哲也委員）

ありがとうございました。

議長（栞原会長代理）

ほかに御質問はございませんか。

6番、坂井浩行委員。

6番（坂井浩行委員）

6番、坂井です。意向把握調査についてですが、いつ頃送付・回収し、どのくらいの回収率を見込んでいるのかお聞かせください。

事務局（上林経営基盤係長）

調査票の送付につきましては、先ほどの農政対策部会長ほう報告のとおり、水稻実施計画書の配布に合わせて発送いたします。第1回目の水稻実施計画書の配布がいつ頃になるかJA北営農センターに確認しましたところ、2月14日に一番早いものを配布するということです。それに合わせて発送する予定としております。意向把握調査につきましては、農業委員会だよりも掲載する予定で、提出期限は4月の終わりぐらいにしようと考えており、5月上旬頃までに取りまとめができるように進めたいと思っています。

また、先月の総会でも申し上げましたように、調査対象を経営面積が30アール以上の販売農家を中心といたしますので、2020年の農林業センサスにおける三条市の販売農家の約2,700世帯に調査票を送付する予定です。

回収率につきましては、近隣自治体の情報ではおおむね半数程度と聞いておりますが、少しでも回収率が上がるよう、皆様の御協力をお願いします。

6番（坂井浩行委員）

近隣自治体の回収率が5割程度というお話ですが、高齢で調査票を渡されても書き方が分からないとか、誰かが手引きをしてあげないと記入できない方も結構いらっしゃると思うのですが、そのような方の対応は農業委員が行うのか、それとも各農区で担当するのか、今後検討していかれるのでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

調査票の記入に当たってのサポートにつきましては、問合せ等がありましたら委員の皆様からも協力いただきたいと思います。農業委員会事務局を連絡先として記載いたしますし、栄・下田のサービスセンターでも対応できるように調整を図りたいと思います。

また、資料にありますとおり、郵送だけでなくインターネットでの回答も可能となっておりますので、少しでも多くの方から回答をいただければと思います。

6番（坂井浩行委員）

分かりました。

議長（栗原会長代理）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長代理）

次に、報第3号から報告第9号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長代理）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして定例総会を閉会します。長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長代理 栞原 一郎

議事録署名委員（ 6 番） 坂井 浩行

議事録署名委員（ 1 3 番） 清野 秀作
